

生活保護法による指定医療機関について

医療機関（助産師、施術者を含む）が生活保護を受給されている方に医療（医療扶助）を提供される場合には、あらかじめ生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定を受けていただく必要があります。

また、生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定を受けた医療機関は、名称等に変更が生じた場合や事業を廃止・休止・再開等した場合には、10日以内に各種届出をしていただく必要があります。

指定申請を行う場合は、所在地が熊本市内であれば、届出は熊本市にご提出してください。指定の効力は全国に及びますので、あらためて他県知事（他市長）に申請する必要はありません。

（１）各種届出について

指定申請（新規申請）	生活保護受給者を <u>受入れる前</u> にご提出下さい ※ <u>指定日は、原則申請書受理日とし、遡及しません。</u> ※ <u>九州厚生局指定通知書（写し）を添付してください。</u> <u>通知書が未着の場合は、予めご相談下さい。</u>
変更・廃止・休止・再開届	<u>10日以内</u> にご提出下さい。
辞退届	<u>30日以上</u> の予告が必要です

（別紙参照）

介護保険法に基づく医療機関として、6つのサービス（訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導及びこれらの介護予防系の3サービス）を提供する場合は、生活保護法においては、別途、「生活保護法指定介護機関」としての申請が必要となります。

（２）各種申請書について

熊本市のホームページより各種申請書をダウンロードできます。

熊本市ホームページのトップ画面より「申請書ダウンロード」をクリック

→「絞込み検索」画面

【検索条件】下記の内容を入力し「検索を開始する」

対象者で検索する：「事業者」にチェック

分野で検索する：「医療」にチェック

単語で検索する：「生活保護」と入力

→「生活保護法等指定医療・介護機関に関する申請書・届書について」より各種申請書をダウンロードできます。

（３）提出先について

熊本市役所健康福祉政策課保護管理室、又は、区役所の福祉事務所（保護課）

【連絡・問合せ】

熊本市役所健康福祉政策課

保護管理室 医療担当

〒860-0832 熊本市中央区手取本町 1-1

TEL：096-328-2299／FAX：096-351-2183

(別紙) 指定医療機関等の届出事項一覧

届出を要する事項		指定 申請書	廃止 届	変更 届	休止 届	再開 届	辞退 届	処分 届
新規申請	病院、診療所、歯科、訪問看護ステーション、薬局が初めて指定を受ける場合	○						
既に指定を受けている場合	1 医療機関コードが変更になった場合 (1) 移転 (2) 開設者交代 ア 個人の交代(A氏→B氏) イ 個人⇄法人 ウ 法人が別法人へ変更した場合 (3) 病院⇄診療所に変わった場合	○	○					
	2 医療機関コードが変わらない場合 (1) 医療機関名の変更 (2) 医療機関の住所が、住居表示変更・地番整理により変更になった場合 (3) 開設者名称変更 ア 氏名の変更(苗字の変更等) イ 法人名変更 (4) 科目変更 (5) 移転(訪問看護ステーションのみ)			○				
	1 天災、火災その他の原因により指定医療機関等の建物又は設備の相当部分が滅失し、又は損壊したとき 2 医療機関の開設者が死亡した場合 3 医療機関の開設者が業務を中止した場合		○					
	1 天災その他の原因により、医療機関の建物の一部分が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、復旧する意思及び能力を有する場合 2 指定医療機関に勤務する医師等が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを補充する意思及び能力を有する場合。				○			
	3 開設者等が自己の意思により当該業務を休止した場合							
	業務を休止した医療機関が業務を再開した場合					○		
	生活保護法及び中国残留邦人等支援法による指定のみを辞退する場合(業務は継続) ※医療機関は任意に辞退を行うことができるが、30日以上 の予告期間が必要						○	
	医療機関が他法による処分を受けた場合							○